第６編

原子力災害対策編

第１章　基本的な考え方等

第１節　基本的考え方

原子力災害発生時には、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、原災法第６条の２の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において、「原子力災害対策重点区域」が定められているところである。

九州電力株式会社川内原子力発電所(以下「川内原発」という。)のような実用発電用原子炉の場合、「予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)」が概ね半径５キロメートルとされ、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone)」については、概ね３０キロメートルを目安とすることとされている。

本市の場合、川内原発から最短約５４キロメートルに位置しているが、平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、本県周辺の原子力発電所において万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、原災法、原子力災害対策指針、その他関係法令等、県防災計画の趣旨を踏まえて、予防対策、応急対策及び復旧対策について本計画で定めるものとする。

【この編で用いる用語の定義】

原子力災害	原災法第２条第１号に規定する被害をいう。
原子力事業者	原災法第２条第３号に規定する事業者をいう。
原子力事業所	原災法第２条第４号に規定する工場又は事業所をいう。
警戒事態	原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。
施設敷地緊急事態	原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。
全面緊急事態	原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。

第２節　計画の性格

１　えびの市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

本編は、本市の区域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編、原子力災害対策指針及び県防災計画を踏まえて作成したものである。

本計画に記載のない事項については、市防災計画の他編の規定等を準用し対応する。

また、市防災計画にも定めのない事項については、国及び県の指示又は要請に基づき実施するものとする。

２　計画の見直し

市は、基本法第４２条の規定に基づき、県の計画の見直し又は今後の原子力災害対策指針の改定内容や科学的な知見及び防災上の重要事項を把握するとともにその他の状況も踏まえ、見直しが必要な場合は、市防災会議において審議し、速やかに修正する。

第３節　計画においてよるべき指針

本編の作成又は修正に際して、原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針による。

第４節　えびの市の概況等

１　地理的位置

「市防災計画」　第１編　第３章　第１節　市の概況参照

２　各原子力発電所との距離

本市から最も近い原子力発電所は、川内原発であり、県境である本市亀沢地区まで最短約５４ｋｍ、市役所までは、約６３ｋｍに位置する。

その他の原子力発電所と市役所までの距離は、九州電力玄海原子力発電所まで約１８２ｋｍ、四国電力伊方原子力発電所まで約２１３ｋｍとなっている。

３　九州電力川内原発の概要

区　　分		１号機	２号機
位　　置		鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山１７６５番地３	
用地面積		約１４５万㎡（埋立面積約１０万㎡を含む）	
電気出力		８９万ｋＷ	
原子炉	形　式	軽水減速・軽水冷加圧水型（ＰＷＲ）	
	熱出力	２２６万ｋＷ	
燃　　料	種　別	低濃縮（約４～５％）二酸化ウラン	
	総荷量	約７４トン	
原子炉格納容器	形　式	上部半球下部半だ円鏡円筒型	
	寸　法	内径　４０ｍ　　全高　約８７ｍ（地上高　約６１ｍ）	
蒸気発生器	型　式	たて置Ｕ字管式熱交換器型	
	蒸発量	約１，７５０ｔ／ｈ／基（３基設置）	
タービン	型　式	串型４車室６分流排気再燃再生式	
	出　力	８９万ｋＷ（定格出力）	
発電機	型　式	横置回転界磁　３相同期発電	
	容　量	約９９万ｋＶＡ	
営業運転年月日		昭和５９年７月４日	昭和６０年１１月２８日

第５節　災害想定

１　原子力災害の概要

（１）原子力発電所の事故の概要

放射性物質は、平常の状態では燃料被覆管、原子炉圧力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋などの多重の物理的防護壁に閉じ込められている（①）。

燃料被覆管の中の核燃料は、原子炉の運転を止めた直後は、崩壊熱と呼ばれる大量の発熱があるため、水で冷やす必要がある（②）。

福島第一原発の事故では、原子炉を止めた後、冷却ができない状況が続いたため高温により燃料被覆管が溶け出し、最終的には原子炉格納容器が破壊されたといわれている。このように、多重の防護壁が機能しなくなった場合は、放射性物質が周辺環境に放出される（③）。

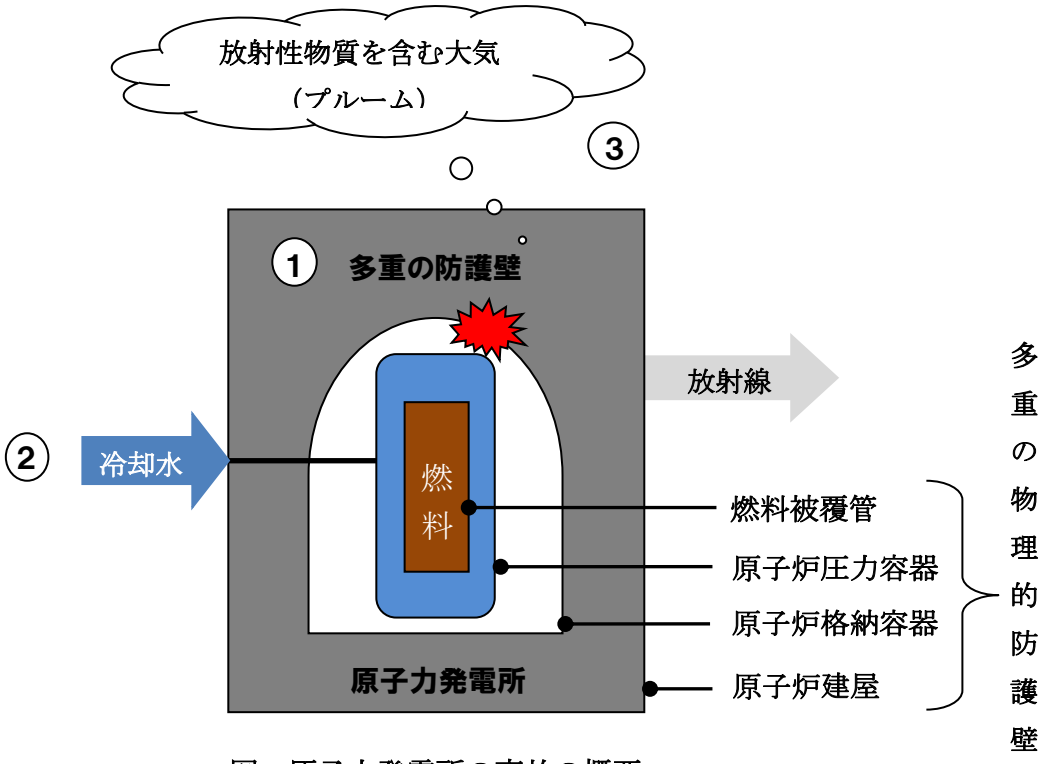


図　原子力発電所の事故の概要

放出される放射性物質には様々な種類があり、放出される状態や人体への影響もそれぞれ異なる。放射性物質は、原子炉格納容器などが破壊されて放出される場合が多く、いつ、どのくらいの量が放出されるかを事前に予想することは難しい。

また、炉心冷却に用いた冷却水に含まれた多量の放射性物質が海に流出する場合もあるなど、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

本市域で事故時に注目すべき主な放射性物質は次表のものがある。

表　本市域で事故時に注目すべき主な放射性物質

主な放射性物質	特　　徴
気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス	主にプルームからの外部被ばくに影響する。沈着はしないため、プルームが通過すれば影響は残らない。
揮発性のヨウ素	主に甲状腺の内部被ばくに影響する。ヨウ素 131 は、半減期が 8 日程度であり比較的早く崩壊する。
セシウム、ストロンチウム	半減期が長く地面等に沈着するため、長期的な汚染による空間放射線量率の上昇に影響する。

（２）被ばくの経路

原子力施設の事故による被ばくの経路には、以下の３つがある。

①　原子力施設からの直接の放射線

②　放出された放射性物質を含む大気（プルーム）

③　地面や水、食物等に沈着した放射性物質

また、被ばくの形態は、次表のように分類される。

表　被ばくの形態

外部被ばく	プルーム又は地面等に沈着した放射性物質から出た放射線を体の外部から受けること
内部被ばく	大気や飲食物中の放射性物質を呼吸や飲食により体内に取り込むことで放射線の影響を受けること

本市は、各原子力施設から距離があることから、主にプルームによる影響と沈着した放射性物質による影響に注意が必要となる。特に、放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくや、地面等に沈着した放射性物質からの外部被ばくによる長期的な被ばくについて注意する必要がある。

プルーム及び地面等に沈着した放射性物質による被ばくを低減化する措置としては、気密性の高い場所への移動、放射線の遮へい効果の高い場所への退避及び放出源からの風下軸から遠ざかることが有効である。その際、本市域の風向き等を考慮し、風下軸からある幅を持った範囲の住民等に対して措置を講じることとなる。

また、飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、周辺住民等が汚染された飲食物を摂取するまでには通常時間的余裕があるため、その間に飲食物中の放射性物質の濃度を定量し、摂取制限等の対策を講じることとなる。

２　本市で想定される被ばくの影響

原子力施設の事故等により本市において想定される被ばくの影響を、被ばくの種類ご

とに次表に整理する。

表　本市において想定される被ばくの影響

被ばくの種類	本市への影響	備　　考
原子力施設からの直接の放射線	原子力施設の周辺の限られた範囲への影響であり、本市に影響が及ぶ可能性は極めて低い。	放射線量は、発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する。
プルームからの外部被ばく	原子力施設からの距離が遠く、直ちに避難が必要とされるほどの影響が生じる可能性は低いが、プルーム通過時の防護対策としての屋内退避については、対策を講じる必要がある。	原子力災害対策指針では、ＵＰＺ外についても避難や屋内退避を行う必要性について言及している。
プルームの吸入による内部被ばく	放射線ヨウ素は、体内に入ると甲状腺に集まる性質がある。プルームが通過する際に呼吸により吸入することを避けるため、市内でも屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用が必要になる可能性がある	福島第一原発の事故では、30ｋｍ圏を越えた範囲にもプルームが拡散している。
沈着した放射性物質からの外部被ばく	地面などに沈着した放射性物質のために空間放射線量率が上昇し、年間の被ばく線量が計画的避難や除染が必要な値になる可能性がある。	福島第一原発の事故では、避難指示区域が 50ｋｍ程度までの範囲で設定されたほか、更に広い地域でも除染活動が行われた。
沈着した放射性物質による内部被ばく	水や食料品から基準を超える放射性物質が検出された場合に、その品目について摂取制限や出荷制限が行われる可能性がある。	福島第一原発の事故の事例では、250ｋｍを超える範囲で出荷制限が行われた。

3　本市が想定する災害

想定の対象とする原子力施設は、第一義的には、川内原発を想定することとするが、福島第一原発の事故では汚染範囲が広域に及んだことから他の原子力施設の事故の影響が全国レベルに及んだ場合も対応できるようにする。

災害の状況、それへの対応については、市民等が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くはないが、事故の規模や気象条件によって屋内避難や安定ヨウ素剤の予防服用が必要となる場合、市民等は自宅等に退避し、災害情報に注意して対応することが

必要となる。さらには、計画的な避難や除染が必要となる場合もありうる。

また、避難等の防護対策実施時の混乱（渋滞、交通事故等）や放射性物質の影響が少ない場合でも風評被害などの社会的混乱が生じることも想定される。

４　緊急事態における判断基準

緊急事態の初期段階では、迅速な意思決定ができるように、緊急事態の区分等を以下の判断基準に基づき決定する。

（１）緊急時活動レベル（ＥＡＬ　：　Emergency Action Level）

国の指針では、原子力施設の状態に基づく緊急事態区分として、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の３つの区分が示されている。ＥＡＬは、事故発生後に災害対策活動体制を確立し、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実・迅速に開始するため、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき、緊急事態区分を判断する基準となるものであり、各原子力施設の固有の特性に応じて設定される。

表　緊急事態区分の概要

緊急事態区分	概　　要
警戒事態	その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが切迫した状況ではないが、原子力施設に異常事象が発生した又はそのおそれがあるため、情報収集や避難の実施により時間を要する者の防護措置の準備を開始する必要がある段階
施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階 原子力災害対策特別措置法第 10 条の特定事象に対応
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階 原子力災害対策特別措置法第 15 条の原子力緊急事態に対応

（２）運用上の介入レベル（ＯＩＬ　：　Operational Intervention Level）

ＯＩＬは、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準で、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で設定される。

第6節　防災関係機関の業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、市防災計画の第１編第２章第１節を基本とするほか、九州電力株式会社については、特に下記のとおり定めるものとする。

１　原子力事業者

機　関　名	業　務　の　大　綱
九州電力送配電株式会社	(災害予防・災害応急対策) （１）原子力施設における原子力災害の発生の防止に関する措置に関すること。 （２）従業員に対する防災に関する教育及び訓練に関すること。 （３）関係機関との情報連絡体制の整備及び防災上必要な情報の提供に関すること。 （４）原子力災害の拡大の防止や原子力災害の復旧に関すること。 （５）この計画に基づき、市その他の防災関係機関が実施する対策への協力に関すること。

第２章　原子力災害予防計画

第１節　情報の収集と連絡体制等の整備

１　情報の収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害発生時の情報収集・連絡について万全を期すため、県、その他関係機関との間の体制整備を図るとともに、これらの防災関係機関等における情報通信のためにネットワークの強化に努めるものとする。

その際、夜間・休日等においても対応できるように国や県等からの連絡を受信する体制を確保する。

２　住民等への情報伝達体制の整備

（１）提供すべき情報の項目の整理

原子力災害発生時における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について県と連携し事前に整理する。

（２）多様な通信手段の活用体制の構築

テレビ、ラジオ、インターネット、メール、防災行政無線及び広報車等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

（３）要配慮者への情報伝達体制

要配慮者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、自治会長を中心に自主防災組織、民生委員等の協力を得ながら、情報伝達が末端まで伝達される体制の整備に努める。

３　情報の分析整理

（１）人材の育成・確保

市は、原子力災害時における適切な判断を行い、円滑な防災対策を実施するため必要に応じて国や県等が実施する原子力防災に関する研修会等に可能な限り職員を派遣するなど、原子力災害対策に関する専門知識を備えた職員の育成に努める。

（２）原子力災害対策関連情報の収集・蓄積

市は、平常時より原子力災害対策関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

（３）災害対策上必要とされる資料

市は、県と連携して、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に収集・整備するものとする。

４　通信手段の確保

市は、県等への的確な情報伝達を図るため、県庁を中枢に県出先機関、市町村、防災関係機関等との間で開設している総合防災情報ネットワーク（以下「県防災無線網」という。）の活用を図る。

第２節　応急体制の整備

市は、原子力災害発生時の応急対策活動を効果的に行うため、あらかじめ必要な体制等について整備するものとする。

１　通報連絡の受信等

（１）県等から事故発生の通報を受けた場合

市は、川内原発で事故が発生した旨の通報を受けた場合は、直ちに当面とるべき措置等について県と協議する。

（２）モニタリングポスト等で空間放射線量率に大きな変動が生じた場合

県及び鹿児島県が設置しているモニタリングポスト等の空間放射線量率に大きな変動等を把握した場合等は、県に状況を確認する。

（３）川内原発以外の原子力施設において事故等が発生し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合には、直ちに県と連絡をとり当面とるべき措置について協議する。

２　災害対策活動体制整備等

（１）情報連絡本部の設置

市は、県から警戒事態に相当する事象の発生について通報連絡を受けた場合、又は国内の原子力施設で発生した事故等により、本市に影響が生じるおそれがある場合には、基地・防災対策課長を本部長とする情報連絡本部を設置する。

（２）災害警戒本部の設置

市は、県から施設敷地緊急事態に相当する事象の発生について通報を受けた場合、又は各種モニタリングの結果等により、本市が災害警戒本部を設置する必要があると判断した場合には、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し応急処置をとる等、防災体制の推進を図る。

（３）災害対策本部の設置

市は、県から全面緊急事態に相当する事象について通報を受けた場合、又は各種モニタリングの結果等により、本市が災害対策本部を設置する必要があると判断した場

合には、市長を本部長とする災害対策本部を設置し迅速かつ的確な災害対策の推進を図る。

３　職員の参集体制の整備

市は、川内原発等の災害発生時に、必要な体制が迅速にとれるよう、職員の参集基準や連絡網を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

４　防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から国、県、その他の関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努めるなど、相互の連携体制の強化を図るものとする。

５　人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、県や関係機関と相互の連携を図るものとする。

第３節　住民避難等のあり方の検討

１　屋内退避、一時移転等に係る体制の構築

市は、防災関係機関等と連携して、原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避、一時移転及び避難に係る体制の構築に努めるものとする。（避難は、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものであり、一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は、低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、１週間程度内に当該地域から離れるため実施するものである。以下「一時移転及び避難」を「一時移転等」という。）

県は、市町村の区域を越えた一時移転等については、市町村間の調整等必要な支援を行う。県の区域を越えた一時移転等については、国と県が連携して必要な調整を行う。

２　屋内退避、一時移転等に係る避難所の確保・整備

市は、気密性、遮蔽性の高い造りの公共的施設等を屋内退避、一時移転等に係る避難所として指定できるよう努める。

この際、避難所の設置、避難所に整備すべき資機材について県の助言を受ける。

第４節　　住民への健康相談体制の整備

市は、県と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの相談に対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

第５節　住民等への的確な情報伝達

１　市民等への正確な情報伝達

市は、住民等に対し、原子力災害に関する情報提供を迅速かつ確実に実施できるよう、災害の状況に応じて提供すべき情報の項目について事前に整理しておく。

また市は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多種媒体の活用に努めるものとする。

特に要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備を図る。

さらに市は、県と連携し、速やかに住民等からの問合せに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

市は、県等から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合においては、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、防災行政無線、インターネット、メール、広報車など複数の伝達方法を検討するものとする。

２　市民等からの問い合わせへの対応

市は、原子力災害対策や放射線による健康被害等に関する市民等からの問い合わせに電話及び窓口で速やかに対応する要員を組織するとともに、市民相談窓口を市役所に開設する。

第６節　原子力防災等に関する住民等への知識の普及、啓発

市は、原子力災害時の市民等の混乱を防止するため、放射線や放射能、放射性物質の特性や放射線による健康への影響、放射線の防護と除染、飲食物への影響と安全対策について、県と連携し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項を参考に広報活動の実施に努める。

①放射性物質及び放射線の特性に関すること
②原子力施設の概要に関すること
③原子力災害とその特性に関すること
④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
⑤緊急時に国、県及び本市が講じる対策の内容に関すること
⑥屋内退避及び避難に関すること
⑦要配慮者への支援に関すること
⑧緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること
⑨被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること
⑩安定ヨウ素剤の服用の効果に関すること
⑪その他原子力防災に関すること

第７節　防災訓練の実施

１　防災訓練の実施

市は、県と連携して住民避難や除染活動など原子力防災にも応用可能な要素が含まれている総合防災訓練や国民保護訓練と連携を図った計画的な原子力防災訓練の実施に努める。

また、必要に応じて国や県が実施する原子力防災訓練に積極的に参加するものとする。

２　訓練実施後の評価

市は、訓練の実施にあたっては、訓練の目的、期待する効果等を考慮し、訓練内容を精選するとともに、訓練実施後は評価を確実に実施して、改善点を明らかにし、事後の原子力災害活動体制に反映させるものとする。

第８節　民間企業等との連携

市は、原子力災害対策を確実に実施するため、既に民間企業や団体と締結している災害時応援協定の見直しや、新たな協定の必要性、その他の連携のあり方について検討するものとする。

第３章　原子力災害応急対策計画

第１節　基本方針

本章は、警戒事態、施設敷地緊急事態の発生があった場合の対応及び全面緊急事態が発生した場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第２節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

県と九州電力送配電株式会社との間で平成２５年７月１６日に締結した「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書」（以下「覚書」という。）に定められた「非常時」又は「異常時」の各事態区分に該当する事象が川内原発において発生した場合には、九州電力送配電株式会社から県に対してあらかじめ定めた方法により情報連絡が行われることとなっており、本市は、県からこの情報を収集する。

本覚書における「非常時」は、原子力災害対策指針における施設敷地緊急事態及び全面緊急事態と同義であり、「異常時」は、同指針における警戒事態を包含している。

原子力災害対策指針においては、３つの事態区分ごとに、原子力災害対策重点区域内の対処をあらかじめ決定しており、国の防災基本計画も同様の整理がなされていることから、本編における事態区分は、これらの区分によることとする。

１　警戒事態等（「覚書」に基づく「異常時」の事象）が発生した場合の連絡体制

県は、九州電力送配電株式会社から通報・連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとする。なお、必要と認められる場合は電話による連絡も併せて行う。

２　施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（「覚書」に基づく「非常時」の事象）が発生した場合の連絡体制

県は、九州電力送配電株式会社から通報・連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとし、併せて電話による連絡も行う。

３　施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡及び収集

九州電力送配電株式会社から、県に施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応

急対策活動等に係る情報連絡があった場合、県は、九州電力送配電株式会社から連絡を受けた事項について、直ちに市町村及び関係機関に連絡するものとする。

４　一般回線が使用できない場合の対処

市は、地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、防災行政無線等あらゆる手段を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

５　放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、国及び県が実施する緊急時モニタリング(放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）が開始された場合はその情報収集に努め、その後の対策に活用する。

第３節　活動体制の確立

市は、川内原発における原子力災害を覚知した際は、その状況に応じて、次の体制をとるものとする。

１　市の活動体制

（１）情報連絡本部体制

ア　川内原発において、警戒事態又はこれに準じる事象が発生した場合。

イ　その他基地・防災対策課長が必要と認めたとき。

（２）災害警戒本部体制

ア　川内原発において、施設敷地緊急事態が発生した場合。

イ　その他副市長が必要と認めたとき。

（３）災害対策本部体制

ア　川内原発において、全面緊急事態が発生した場合。

イ　その他市長が必要と認めたとき。

２　市の参集及び動員

職員の参集及び動員については、第２編（風水害、共通対策編）第２章第１節第５項によるほか、次のとおりとする。

原子力災害時の参集・配備計画

配備基準		登庁基準	
区分	災害状況	関係課等	その他の課等
災害対策本部	全面緊急事態が発生した場合	全職員	
災害警戒本部	施設敷地緊急事態が発生した場合	（※１） ○原子力災害対策関係課等の課長等 （※必要に応じ人員確保） ○基地・防災対策課長 ○基地・防災対策課職員	健康保険課長 （※必要に応じ人員確保）
情報連絡本部	警戒事態又はこれに準じる事象が発生した場合	基地・防災対策課職員等	
１　（※１）原子力災害対策関係課 総務課、企画課、福祉課、畜産農政課、建設課、学校教育課、基地・防災対策課 ２　各所属長は、配備体制ごとに防災要員として動員する職員をあらかじめ定めておくものとする。			

３　情報連絡本部、災害警戒本部及び災害対策本部の廃止時期

（１）情報連絡本部

ア　災害警戒本部に移行した場合。

イ　原子力災害の影響が解消したとき。

（２）災害警戒本部

ア　災害対策本部に移行した場合。

イ　原子力災害の影響が本市の地域に影響がないと本部長が認めたとき。

（３）災害対策本部

ア　原子力緊急事態解除宣言(原災法第 15 条第 4 項で規定するものをいう。以下同じ。)が、行われた場合など、原子力災害の影響が本県の地域に及ぶおそれがないと、本部長が認めたとき。

イ　本部長が、おおむね緊急事態応急対策（原災法第 2 条第 5 項に規定するものをいう。以下同じ。）を終了したと認めるとき。

第４節　　住民等への的確な情報伝達活動

１　住民等への情報伝達活動

市は、県等から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、必要に応じて防災行政無線・インターネット・メール・広報車等により、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うものとする。

２　住民等からの問合せに対する対応

市は、住民等の安心に資するため、県と連携し、必要に応じて問合せに対応する相談窓口を設置する。

なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

第５節　　屋内退避、一時移転等の防護活動

県及び市町村は、原災法による国の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

１　屋内退避、一時移転等の指示等

原子力発電所から３０ｋｍを超える区域においても、原子力発電所の事故状況によっては、屋内退避の防護措置が実施される場合がある。また、放射性物質の放出後、国が主体となって実施する緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針に定める基準値を超える空間放射線量率が計測された地域について、一時移転等の防護措置が実施される場合がある。

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、市は、屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

原災法第 20 条第 2 項の規定により、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、屋内退避又は一時移転等の指示があった場合には、県から伝達を受けるとともに市の区域を越えた一時移転等が必要となる場合については、避難者の受入れについて関係市町村等と県が協議・調整を行うものとする。

市は、指示の伝達を受けて、区域内の住民に対して屋内退避又は一時移転等の指示を行うものとする。

２　屋内退避の実施

屋内退避の防護措置を実施する場合、住民は速やかに自宅や職場、近くの公共施設等へ屋内退避するものとする。市は、消防、警察等関係機関の協力のもと、屋内退避

の指示のあった区域内の屋外にいる住民に対し、速やかに自宅等に戻るか、近くの公共施設等に屋内退避するよう指示するものとする。なお、感染症等の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルス感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難または一時移転を行う場合には、その過程または避難先などにおける感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両などにおける感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生などの感染対策を実施するものとする。

３　避難所の開設及び運営

市は、屋内退避、一時移転等に備えて避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

４　要配慮者糖への配慮

市は、避難所への誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者の健康状態が悪化することなどないよう十分配慮するものとする。

第６節　　医療及び健康相談の実施

市は、県と連携し、医療及び健康相談等を実施する。

第４章　原子力災害復旧・復興計画

第１節　　放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他関係機関と連携して、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第２節　　風評被害等の影響軽減

市は、事故が一定の収束を迎え、本市における事故の影響が明らかになった段階において、原子力災害における風評被害の未然防止又は影響を軽減するために以下の対策を実施する。

１　市内産の農産物等への対応

市内産農産物等の買い控えや市場での取引拒否を防ぐため、県等が実施する環境モニタリング結果を市ホームページ等を通じて速やかに公表するとともに、新聞、テレビ等のメディアを活用するなどして情報発信を行う。

２　旅行者・観光客等来訪者への対応

旅行者・観光客等来訪者の減少を防ぐため、県等が実施する環境モニタリング結果について市ホームページを通じて速やかに公表するとともに、新聞、テレビ等のメディアを活用して情報発信を行う。

３　生活物資の流通への対応

県等と連携し、生活必需品の買占めやまとめ買い、売惜しみ等を把握するため、流通の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表する。

第３節　　住民健康相談

市は、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康に関する相談等を行うための体制を整備し実施するものとする。

用　語　集

用　語	定　義　等
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、放射能をもたないヨウ素を服用のために調合したもの。甲状腺にはヨウ素剤をとり組み蓄積するという機能があるため、放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に集まり、甲状腺組織内で一定期間放射能を放出し続ける。その結果、甲状腺障害が起こり、甲状腺がんや甲状腺機能低下症を引き起こす。これらの障害を防ぐために、被ばく前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺を放射能のないヨウ素で飽和しておく。ヨウ素材の効果は、投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果が大きい。なお、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果がある。
ウラン	原子番号９２の元素で、記号「U」で表示される。天然元素の中では元素番号が最も大きい。地殻中に広く分布し、百種以上の鉱物に含まれる。核燃料または、その親物質として用いられる。
運用上の介入レベル（ＯＩＬ）	OIL(Operational Intervention Level) と略される。放射性物質が外部に放出された場合には、空間放射線量率の環境モニタリングを行い、あらかじめ定めた判断基準と照らし合わせ、各種防護処置を実施する。このときの判断基準となるのが OIL である。
屋内退避	放射性プルームによる被ばくを低減する措置として、気密性の高い屋内又は放射線の遮へい効果の高い屋内へ避難を行うこと。
汚染検査	施設や物品、人体や衣服等について放射性物質による汚染の有無を確認することをいう。
外部被ばく	放射線を身体の外部から受けること。透過力の大きいエックス線、ガンマ線、中性子線は、身体組織全体に影響を与えるが、ベータ線は透過力が小さいため、皮膚及び眼球への影響が主である。自然放射線によるものとしては、宇宙線及び大地からのガンマ線による被ばくが外部被ばくである。
原子力災害対策指針	防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するための指針。

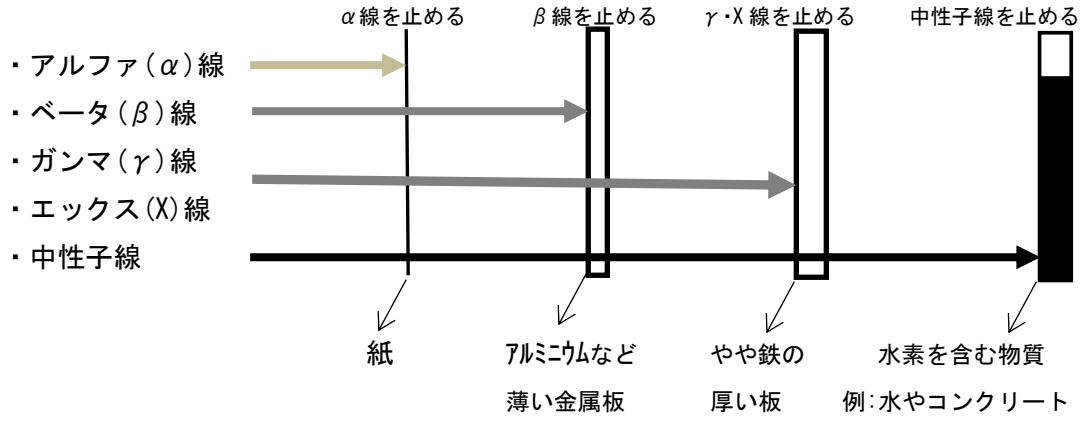
用　語	定　義　等
原子力災害対策特別措置法 （原災法）	原災法と称される。原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした法律。1999 年 9 月 30 日に起きた東海村 JCO ウラン加工工場の臨界事故の教訓等から、原子力災害の抜本的強化を図ることとして2000年6月16日に施行された法律。東北地方太平洋沖地震に伴う福島第一原発事故の教訓から、2012年6月27日に改定された。
原子力災害対策本部	原子力災害時に臨時に内閣府に設置される本部。原災法第 15 条により、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言をしたときに設置される。本部長は、内閣総理大臣。
原子炉圧力容器	原子炉の炉心部を収納する肉厚に作られた頑丈な鋼製容器。内部に燃料集合体から成る炉心、制御棒などの炉内構築物、一次冷却材（軽水）等があり、運転時には高温・高圧となっている。
原子格納容器	原子炉施設で、放射性物質が原子炉圧力容器や原子炉冷却系などの主要設備から環境に放散されることを防止するためのひとつの手段として設けられた主要施設を格納するための密閉性と耐圧性の高い容器。主要施設から放射性物質が放散されるような場合にも、環境への拡散を防ぐために気密な建造物に格納して、事故時の被害防止の手だてとする。
原子炉建屋	原子炉及びその関連施設を収容する建屋。
シーベルト（Ｓｖ）	人間が放射線を浴びたときの影響度を示す単位。線量の単位で、記号は、Ｓｖ。
施設敷地緊急事態	緊急事態区分のひとつ。原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。
指定公共機関	内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する公共機関。原子力防災に関係する機関としては、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び内閣総理大臣が指定する電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人などが該当する。
出荷制限	放射性物質による影響を避けるため、基準値を超える放射性物質が検出された食品等について、市場への出荷を制限すること。原災法の規定に基づき、原子力災害対策本部から指示される。

用　語	定義等
除染	放射性物質が付着して汚染されている人体や施設を対象として、この放射性物質を取り除くことをいう。除染の方法には、ブラッシング、研磨のような機械的方法と洗剤、有機溶媒、酸、アルカリを使用する化学的除染がある。
ストロンチウム	原子番号 38 の元素。元素記号は、Sr。軟らかく銀白色のアルカリ土類金属で化学反応性が高い。空気にさらされると、表面が黄味を帯びてくる。
摂取制限	緊急事態対策として、汚染のおそれのある飲料水・飲食物の摂取を制限すること。原災法第 20 条 2 項の規定に基づき、原子力災害対策本部から指示される。
セシウム	原子番号 55 の元素。原子量 132.90543　元素記号は、Ｃｓ。銀白色の軟らかい金属。アルカリ金属のうち最も反応性に富む。多くの同位体があるが、代表的なものに質量数 137（Cs137）や 134(Cs134)がある。
全面緊急事態	緊急事態区分のひとつ。原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。
線量率	単位時間当たりの線量で、単位は、Sv/h、 mSv/h、μSv/h などが用いられる。Sv はシーベルトと読む線量の単位で 1Sv/h＝1,000mSv＝1,000,000μSv/h である。また、時間単位としては、時間(h)のほか、秒(s)、日(d)、年(y)も用いられる。
特定事象	原災法第 10 条に基づき、原子力防災管理者が政府、地方公共団体に通報しなければならない事象。具体的な基準は、法令等で定められる。
内部被ばく	生体内に取り込まれた放射性物質による被ばくをいう。体内被ばくともいう。放射性物質が体内に入る経路は、呼吸によるもの、経口によるもの、皮膚を通じるものの３通りがある。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。被ばく量は、有効半減期に依存する。
燃料被覆管	燃料（燃料物質）の被覆材として使用する薄肉円管。燃料と原子炉冷却材とを隔離し、燃料や核分裂成物を密封し、漏出を防ぐ役目を持つ。

用　語	定　義　等
半減期	放射性核種の原子数が半分に減少するまでの時間のことを半減期という。一般に物理的半減期のこと。物理的半減期には、放射性核種によって秒以下から十数億年まである。また、放射性物質が体内に取り込まれると一部は、人体の代謝作用で生理的に体外に排出される。この作用により、取り込まれた量が半分になるまでの時間を生物（学）的半減期という。 生体内に取り込まれた放射性物質の量が、物理的半減期及び生物的半減期の双方によって元の量の半分になるまでの時間を実効(有効)半減期という。
避難	放射線プール等による被ばくを避けるため、影響のない場所に移動すること。放射性物質の大量の放出前に実施することが可能な場合には、被ばくの低減化の効果が大きい。
風評被害	原子力施設の事故後、実際には起こっていない、あるいは大したことのない事件や問題が大げさに取り上げられ、噂が広まり、その結果として、問題の発生源とされる人や組織があらぬ被害を被ること。地元の農畜産物などの価格や販売量の低下、観光地、観光施設の来客数の減少などの被害。
物理的防護壁	原子力施設において安全確保のために、放射性物質を閉じ込めるための容器等のこと。原子力発電所では、燃料被覆管、原子炉圧力容器、原子炉格納容器等の複数の障壁がある。
プルーム	一般に、大気中に煙が放出されるとき、この煙の流れをプルーム（Plume：煙流）という。原子力災害時に、大気中に放出される放射性物質の煙を放射性プルームまたは単にプルームという。
防護対策	放射線または放射性物質による被ばくの影響を避けるための対策。屋内退避、避難、飲食物摂取制限、安定ヨウ素剤の服用などがある。
防災基本計画	災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成するわが国の防災に関する基本的な計画。
防災行政無線	県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として、併せて平常時には、一般行政事務に使用できる無線局である。

用　語	定　義　等
放射性物質	一般的に放射性核種を含む物質。放射能と混同される場合があるが、放射能をもつ物質が放射性物質である。法的規則では、ある定められた値以上の放射能や放射能濃度をもつ物質を指す。
放射性ヨウ素	核的に不安定で、一般にベータ線やガンマ線を放出して他の元素に壊変するヨウ素を放射性ヨウ素という。安定ヨウ素は、天然に存在するものは、原子番号 53、質量数 127 の元素(1127)である。
放射線	エックス線、ガンマ線などの電磁波（光子）並びにアルファ線、ベータ線、中性子等の粒子線（アルファ線、ベータ線は、それぞれヘリウム原子核及び電子からなる）の総称である。直接あるいは間接的に物質中の原子や分子を電離（電離作用）するほか、物質によっては発光（蛍光作用）させたり、化学変化を起こしたりする。放射線の種類によって物質の透過力が異なる。放射線は、人間の五感では感じないので、特別の測定機を用いて検出・測定する。放射線には、自然放射線と人工放射線がある。

★放射線の種類と透過力



用　語	定　義　等
放射能	放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力をいう。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り１壊変を１Bq(ベクレル)と定めている。日本語では、放射性物質と概念的に混同されることが多い。
モニタリングポスト	原子力施設などの周辺において放射線(空間ガンマ線積算線量)等を連続的に監視測定するために設置された無人測定機。

用　語	定　義　等
予防的防護措置	原子力災害の初期対応段階で短期間のうちに大量の放射性物質が放出される事態に対して、比較的近傍の地域における住民等の確定的影響の発生を回避するため、遅くとも放出開始直後に原子力施設から避難等の措置を講じること。
炉心	原子炉の中心部分。エネルギーを発生する燃料集合体等のある部分を指す。